

2011年8月23日

『医療経営士初級テキスト4巻』お詫びと訂正

『医療経営士初級テキスト4巻』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

『医療経営士初級テキスト4巻』におきまして、誤りがございました。  
 謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、訂正させていただきます。

日本医療企画

	誤	正
初級4巻 p3、表1上から3行目	在院日数は14日程度	削除
初級4巻 p3、表1上から5行目	医療型療養病床と介護保険の対象になる介護型療養病床がある(34ページ参照)	医療型の病床と、介護保険の対象になる介護型の病床がある
初級4巻 p5、上から4行目	(メディカルまたはコ・メディカルスタッフ)	削除
初級4巻 p5、上から5、6、16、17、20行目、図1上から1行目	医事スタッフ	事務スタッフ
初級4巻 p5、下から2行目	医療スタッフのほとんどが各資格のもとに	医療スタッフのほとんどが資格のもとに
初級4巻 p6、表2上から2行目	医業	医業といわれる医療行為
初級4巻 p6、表2上から6項目	衛生検査技師※ 医師の指導監督のもとに、衛生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生科学的検査を行うこと	削除
初級4巻 p6、表2の下※部分	※衛生検査技師免許は2005(平成17)年に廃止された。ただし、2011(平成23)年3月までは経過措置として資格取得が可能。また、すでに免許を得ている者は今後も引き続き衛生検査技師の名称を用いて業務を行うことができる。	削除
初級4巻 p7、表3下から6行目	医事・診療補助系の資格	事務系の資格
初級4巻 p7、表3下から3行目	医療秘書技能検定	診療情報管理士
初級4巻 p7、表3下から2行目	医事コンピュータ技能検定 民間資格 保険請求事務技能検定試験 民間資格	医療情報技師 民間資格 ITパスポート試験 国家資格

	誤	正
初級4巻 p7、表3下から1行目	医事オペレーター技能認定試験 民間資格	簿記検定 公的資格
初級4巻 p8、上から1行目～5行目(原稿差し替え)	・医事関係の資格 医事スタッフについては、関連の協会や企業がつくったさまざまな民間資格がある。医療事務の全般的な知識を問うメディカルクラークや医療事務管理士の他、医療事務に必要とされるコンピュータ技能、診療報酬請求業務、診療録や診療情報の管理に関する資格などである。	・事務系の資格 事務系の資格は、民間資格を中心として構成されている。現場の事務における資格は、診療情報管理士や医療事務に関する資格が存在する。また、ビジネスやコンピュータ系の資格としてITパスポート、医療系ITの資格として医療情報技師がある。
初級4巻 p12、表4上から6行目	在宅医療や医学管理等	在宅医療
初級4巻 p13、上から8行目	不正請求しやすいという批判もある。	削除
初級4巻 p13、上から14行目以降(追加)		<p>2010年の診療報酬改定において明細書の発行が義務付けられたのは、レセプトを電子請求している医療機関や薬局で、原則として全患者への無償発行が求められている。</p> <p>これに対し、電子請求が義務付けられていても、「明細書の発行機能がないレセプトコンピュータを使用している」「明細書を発行するのに自動入金機の改修が必要」といった「正当な理由」があったり、レセプトの電子請求自体が義務付けられていなかったりする場合には、明細書の無償発行も義務化の対象外になる。ただし、このうち、「正当な理由」がある医療機関や薬局でも、患者の求めがあれば明細書を発行しなくてはならない。</p> <p>事務連絡によると、明細書の発行が義務付けられた医療機関や薬局では、「明細書を発行する旨」を院内掲示する。</p> <p>一方、電子請求が義務付けられているが、明細書の無償発行を行わない「正当な理由」がある場合には、▽「正当な理由」に該当する▽明細書を希望する患者には発行する一旨を掲示する。また、明細書を発行する場合の手続きや費用徴収の有無、費用を徴収する場合の金額の掲示も求めている。</p> <p>電子請求が義務付けられておらず、明細書の原則無償発行が義務付けられていない場合には、発行の有無のほか、発行する場合の手続きや費用徴収の有無、費用を徴収する場合の金額を院内掲示する。</p>

	誤	正
初級4巻 p15、上から1行目	再診料は診療所(71点)と病院(57点)で区分されている。	再診料は診療所、病院とも69点である。
初級4巻 p15、表5下から2行目	15:1 954点	15:1 934点
初級4巻 p16、上から3行目	20項目	19項目
初級4巻 p16、上から6行目～7行目	広範囲熱傷特定集中治療室管理料、	削除
初級4巻 p17、表6(タイトル、上～1、14項目、下から2項目)	表6 入院基本料等加算算定の目安	表6 入院基本料加算一覧表(抜粋)
	入院時医学管理加算	総合入院体制加算
	新生児入院医療管理加算	項目ごと削除
	褥瘡ハイリスク患者ケア緩和加算	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
初級4巻 p47、上から10行目～11行目追加	100床以上の病院は、管理栄養士を1人以上配置しなくてはならないとされている。	100床以上の病院は、 <u>栄養士</u> を1人以上配置しなくてはならないとされている(医療法施行規則第19条の6)。特定機能病院および300床以上の病院においては、 <u>管理栄養士</u> を1人以上配置しなくてはならないとされている(医療法施行規則第22条の2第5号および健康増進法第21条の1)。
初級4巻 p60、下から12行目	臨床治験や医学研究、	臨床試験(治験)や医学研究、
初級4巻 p69、上から12行目～13行目	2008(平成20)年には、介護療養型老人保健施設が介護保険法において新設された。	削除
初級4巻 p69、下から9行目～10行目	介護療養型医療施設は、2011(平成23)年度末をもって廃止される予定であり、介護老人保健施設、介護療養型老人保健施設などへの転換が図られている。	削除

	誤	正
初級4巻 p70、上から12行目 追加	訪問看護事業所と考えることができ、 病院の医師は、	訪問看護事業所として考えることができ、 <u>診療所や病院の医師は、</u>
初級4巻 p105、上から11行目	医療経営コンサルタント	医業経営コンサルタント